



# 愛媛県はがんばる企業を 応援します!!



【問合せ先】〈雇用関係各種給付金〉

名称	所在地	電話番号
職業安定部 愛媛労働局	職業対策課 ①	松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎5階 089-941-2940
	職業対策課分室(助成金センター) ②	松山市湊町三丁目4-6 松山銀天街ショッピングセンター4階 089-987-6370
	雇用環境・均等室 ③	松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎6階 089-935-5222
	職業安定課 ④	松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎5階 089-943-5221
公共職業安定所 ハローワーク	松山	松山市六軒家町3-27 松山労働総合庁舎1~3階 089-917-8609
	今治	今治市南宝来町二丁目1-6 0898-32-5020
	八幡浜	八幡浜市松栢丙838-1 0894-22-4033
	宇和島	宇和島市天神町4-7 0895-22-8609
	新居浜	新居浜市一宮町一丁目14-16 0897-34-7100
	西条	西条市大町受315-4 0897-56-3015
	四国中央	四国中央市三島中央一丁目16-72 0896-24-5770
大洲	大洲市中村長畑210-6 0893-24-3191	
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構愛媛支部 高齢・障害者業務課 ⑥	松山市西垣生町2184愛媛職業能力開発促進センター内 http://www.jeed.or.jp 089-905-6780	
愛媛県経済労働部産業雇用局 労政雇用課産業人材室 ⑦	松山市一番町四丁目4-2 089-912-2505	
公益財団法人介護労働安定センター 愛媛支部	松山市一番町一丁目14-10(井手ビル4階) http://www.kaigo-center.or.jp/ 089-921-1461	

〈新事業展開のための主な支援策及び誘致企業に対する優遇措置〉

名称	所在地	電話番号
愛媛県経済労働部	松山市一番町四丁目4-2 http://www.pref.ehime.jp/	089-941-2111 (代表)
産業雇用局 企業立地課	立地推進グループ(内線2474)	
産業支援局	産業創出課	新事業支援係(内線2472)、技術振興グループ(内線2482・2483)
	経営支援課	金融係(内線2481)、商工団体係(内線2463)、地域産業係(内線2484)
公益財団法人えひめ産業振興財団	松山市久米窪田町337-1(テクノプラザ愛媛内) http://www.ehime-iinet.or.jp/	089-960-1100

## 2019年5月 〈ご存じですか 助成制度〉

【編集・発行】

愛媛県経済労働部産業雇用局労政雇用課産業人材室  
住所：〒790-8570 松山市一番町四丁目4-2  
電話番号：089-912-2505

【監修】

愛媛労働局職業安定部

# 2019年度 ご存じですか 助成制度

人材の確保・良好な雇用機会の創出等を図りたい事業主の方に、雇用に関する支援制度をご案内します。数多くの制度がありますので、関係機関へお気軽にご相談ください。



## 雇用関係各種給付金 (2019年4月1日現在)

雇用関係各種給付金のうち雇用保険適用事業所の事業主の方に対して支給されるものをまとめたものです。各給付金には、個別に詳細な支給要件等がありますので、必ず事前に問合せ先へご相談ください。

### 【雇用の創出・新規雇用を図る助成】

給付金等名称	支給対象となる事業主	問合せ先	
特定求職者雇用開発助成金	・特定就職困難者コース	高齢者、障害者等の就職が特に困難な者を雇入れた事業主	② ⑤
	・生涯現役コース	65歳以上の離職者を雇入れた事業主	
	・被災者雇用開発コース	東日本大震災の被災離職者を雇入れた事業主	
	・発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース	発達障害者・難治性疾患患者を雇入れ、雇用管理に関する事項を把握・報告する事業主	
	・障害者初回雇用コース	障害者雇用の経験のない中小企業であって、障害者を初めて雇用し、法定雇用率を達成した事業主	
	・安定雇用実現コース	長期にわたり不安定雇用を繰り返す者を正規雇用労働者として雇入れた事業主	
	・生活保護受給者等雇用開発コース	地方公共団体からハローワークに就労支援の要請のあった生活保護受給者等を雇入れた事業主	
地域雇用開発助成金	求人が少ない地域において雇用の場を増やした事業主		
中途採用等支援助成金	中高年齢者が起業または中途採用を拡大する事業主		
障害者雇奨励助成金	・障害者職場定着支援コース	障害特性に応じた雇用管理・雇用形態の見直しや柔軟な働き方の工夫等の措置を講じる事業主	① ⑤
	・障害者職場適応援助コース	職場適応援助者(ジョブコーチ)による援助を必要とする障害者のために、職場適応援助者による支援を実施する事業主	
トライアル雇用助成金	・一般トライアルコース	就職が困難な求職者を常用雇用へ移行することを目的に、試行的に雇用する事業主	② ⑤
	・障害者トライアルコース	障害者を継続雇用することを目的に、試行的に雇用する事業主	
	・障害者短時間トライアルコース	障害者を継続雇用することを目的に、短時間労働の精神障害者・発達障害者を試行的に雇用する事業主	
	・若年・女性建設労働者トライアルコース	若年者(35歳未満)または女性を建設技能労働者等として試行雇用し、トライアル雇用助成金(一般トライアルコース又は障害者トライアルコース)の支給を受けた中小建設事業主	
障害者作業施設設置等助成金	障害者が障害を克服し作業を容易に行うことができるよう配慮された作業施設または改造等がなされた作業設備の整備等を行う事業主		
障害者介助等助成金	障害者の障害の種類や程度に応じた適切な雇用管理のために必要な介助等の措置を行う事業主	⑥	
重度障害者等通勤対策助成金	障害者の通勤を容易にするための措置を行う事業主		
障害者職場実習支援事業	障害者を雇用したことがない、または初めて精神障害者を雇用しようとする事業主		

※問合せ先は、最終ページを参照してください。